

第302回青森県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和3年11月1日(月) 13時30分から15時00分まで

2 場 所 青森県庁 西棟8階 大会議室

3 出席委員 昆会長、下山委員、鈴木委員、川守田委員、日景委員、
細越委員、佐藤委員、村田委員、油川委員、石田委員

欠席委員 なし

4 事務局 木村総務学事課長ほか4名

5 議事録署名委員 村田委員、油川委員

6 案 件

諮問・答申事項

<私立中学校設置認可>

第1号 東奥義塾中学校設置認可

<私立中学校収容定員に係る学則変更認可>

第2号 青森山田中学校収容定員(増)に係る学則変更認可

<私立高等学校学科設置認可>

第3号 千葉学園高等学校普通科設置認可

<私立高等学校収容定員に係る学則変更認可>

第4号 千葉学園高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可

第5号 青森山田高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可

<私立各種学校収容定員に係る学則変更認可>

第6号 S. K. K. 弘前予備校収容定員(減)に係る学則変更認可

<私立幼稚園廃止認可>

第7号 認定こども園星美幼稚園廃止認可

7 会議の公開状況

公開

8 議事概要

<開会>

司会：ただいまから、第302回青森県私立学校審議会を開会いたします。次第に従いまして、会議に入ります。青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員10名全員が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長（昆会長）：それでは、会議に入ります。はじめに、会議録署名委員を指名します。

村田委員と油川委員を指名しますので、よろしくお願いします。

審議会は原則として公開することとしております。委員の皆様には、既に本日の資料を配付しておりますが、今回の案件につきましては、これを公開したとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、御承知おきください。

各委員：（異議なし）

<諮問>

議長：では第2の「諮問・答申事項」に入ります。諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について審議してまいります。

諮問第1号「東奥義塾中学校設置認可」について、事務局から説明願います。

事務局：それではご説明いたします。1872年に私立学校東奥義塾を開校してから来年で150周年を迎える学校法人東奥義塾で、中学校を設置したいということで計画書の提出があったものでございます。設置する学校の名称は「東奥義塾中学校」で、設置の目的は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、中等普通教育を実施することを目的とされているところでございます。具体的には、建学の精神であるキリスト教主義に基づく全人教育を進めながら、創立当初からの使命でもある、グローバル・リーダーの育成に力を入れ、これまで県内になかった形の英語教育を実施し、国際会議や国際ビジネスなどの場に積極的に参加できる人材を育てる。「英語を学ぶ」ことにとどまらず、自宅から通いながら、英語以外の教科を「英語で学ぶ」機会を提供する。英語、数学、理科、社会の4教科の授業時数を週に1時間ずつ増やし、文科省が認定した教科書を用いながら、数学、理科、社会の3科目の授業時数の内、週2時間は英語で授業を行う。その結果、

学習する言語としてではなく、本来あるべき言語取得過程である学習手段として英語の学びを提供する。このほかにホームルーム、特別活動や修学旅行を含むと、英語に接する時間は公立中学校の3倍以上になり、言語取得に欠かせない、学習言語に接する時間を飛躍的に伸ばすことを目的としております。設置の時期は、令和4年4月1日を予定しております。収容定員は、入学定員で60名・2学級、総定員で180名・6学級。これは現在ある県内私立中学校5校と同じ設定となっております。教職員については、教頭と学級担任の教諭を専任とし、他は東奥義塾高等学校の教職員が兼任。前回の私立学校審議会の際の、計画の段階では、全員が高校と兼任としていましたが、前回の審議会の委員の皆様の見解を組み入れて専任の教員を置くよう見直しが行われたものでございます。ただし、初年度は全体の業務量が少ないため、専任の教員も一部高校の授業を行う見込みとのこととございます。他の計画時からの変更点として、副校長、司書教諭を配置しないことになりました。学校の規模から見直したものとございます。また、校医を計画時の3名から、高校と同じ5名にしたとのこととございます。

なお、助教諭の2名は、今年度東奥義塾高等学校に採用された外国人で、中学校の助教諭免許状の申請を予定しているとのこととございます。2名は大学で教育又は言語について学んでおり、JETプログラムに外国語指導助手、ALTとして参加した経験があるほか、日本国内又は海外での教員経験があるとのこととございます。校地、校舎については、東奥義塾高等学校と共用するとのこととございます。開設年度の校具及び教具は記載のとおりとなっております。既存のものを使用することとされております。開設に要する経費について、前回の審議会の計画時点では発生しないとしていましたが、高校で使用している机や椅子ですとサイズが合わない生徒のために、小さめのサイズの机・椅子60組を調達することとなっております。

前回審議会であった御意見等につきまして、審議会委員の先生方による現地調査で確認したことや、別途事務局が東奥義塾に確認等した内容についてお知らせします。まず、計画段階では教職員が全員高校と兼任で、専任がない点については、先ほど説明したとおり、教頭及びクラス担任の教諭を専任で配置する見直しが行われたところとございます。次に、近隣の中学校と競合しないかという点については、東奥義中学校では英語で学ぶという特色を活かし、これまで青森になかった形の教育を提供するもので、他の中学校とは教育内容が大きく異なることから、競合はしないと考えているとのこととございます。次に、英語教育だけを重視しているのではないかという点については、時間割上では東奥義塾の理念を表現することが難しく、英語の学習時間が多いだけのように見えてしまうけれども、英語学習以外にも、キリスト教主義に基づいた教育を行うこと、自分の意見を論理的に発信する能力、プレゼンテーション能力を育てること、倫理や特別活動、各教科の学習の中で、社会人として必要な価値観を学ばせること、運動会や文化祭、いろいろな行事で視野を広げること、ICTを

活用した教育を行うこと、といった取組をする予定ということでございます。最後に、経営面については、中学校の設置により生徒の納付金などの収入が増え、高校だけの場合より収支が安定する見込みを立てているとのことでございます。

議長：この案件につきましては、10月13日に下山委員と日景委員が現地調査を行っておりますので、代表して下山委員から調査結果を御報告願います。

下山委員：東奥義塾中学校設置に係る現地調査の結果を報告させていただきます。去る10月13日に、日景委員と総務学事課職員2名と、東奥義塾高等学校において現地調査を実施いたしました。

はじめに、森内理事長、コルドウェル塾長から、中学校設置の経緯や教育内容等について説明がありました。また、英語による数学の模擬授業も若干体験させていただきました。

中学校は、東奥義塾高等学校の校舎と共用であることから、高等学校の校舎内を視察いたしました。

中学校の教室として使用される予定の普通教室は、現在高校の教室に利用されておりますが、更なる余剰教室があり代替可能とのことでした。

運動場、体育館なども確保されており、施設としては問題がありませんでした。

先ほど事務局からも説明がありましたが、現地調査でいくつかの確認をしました。

まず、教職員組織について、当初の予定を一部変更し、専任の教頭と担任を置くとのことでした。これは前回私立学校審議会であった意見を踏まえたものとのことでした。

中学校設置に当たり地域の理解が得られているかという点については、東奥義塾で弘前市、大鰐町、平川市の各教育委員会及び高校入試で訪問している中学校に挨拶回りをしましたが、弘前市教育委員会からは特に意見がないとの回答をいただいたとのことでした。また、他の中学校とはコンセプトが異なるため、地域の中学校と競合することはないとのことでした。

入学者の確保については、10月から学校説明会を行うとのことでした。

経営面に関しては、中学校を設置することで法人として負担はないとのことでした。

教育内容が英語学習だけを重視することにならないかという点については、英語だけではなく、キリスト教主義に基づいた教育により、生徒を育てて行くとのことでした。

以上で私からの報告を終わりますが、日景委員から付け加えることがありましたら願います。

日景委員：下山先生から御報告があったのが基本的には全てです。私からは一つだけ付

け加えさせていただきたいと思います。結果的に2時間半程度視察をして参りました。法人の理事長をはじめ非常に丁寧に御対応いただきまして、十分な情報が得られたと思っております。下山先生から御報告がございましたように、学校内もほぼ全てを見させていただきまして、終わり頃、12時半頃だったと思いますが、お昼休みと重なりました、生徒さんたちと接触する機会もありました。視察に関しては、前回の審議会で御意見等がございました所を中心に全て御説明をいただいたと思っております。

議長：それでは、諮問第1号について審議して参ります。御意見・御質問等はございますか。

細越委員：専任の先生を置いたというのは評価してよいのかなと思います。これは中学校経験者を専任にしたということではないのですね。前に兼任していた高校の先生を専任にしたということなのですね。

事務局：おっしゃるとおりでございます。

細越委員：本当は中学校経験者を増やしていただければと思っていたのですけれども、それはこれからの努力に期待したいと思います。

議長：私の方からよく分からないところがあるので教えていただきたいのですが。事務局の方からメールでいろいろと情報提供があったのですが、その中に東奥義塾中学校説明会・見学会のチラシが送られて来てまして、2022年東奥義塾中学校開校予定ですと。そして学校説明会・見学会を行いますというものなのですが、その文言の中に「東奥義塾中学校では教科横断的に学ぶ英語教育を取り入れ、ICTを活用した授業スタイルに、21世紀に相応しいグローバル・リーダーの育成に力を入れます」。意味が繋がらないと言うか、文章の表現ですからそれはそれなのですが。何が重要なのかと言いますと、「21世紀に相応しいグローバル・リーダーの育成に力を入れます」、これは百何十年かの歴史を持っている東奥義塾の理念として、昔からずっとやってきておられるのはよく理解できるのです。ただ今回やろうとしているのは中学校ですから、これですと中学校でグローバル・リーダーを育成するのですかという受け取られ方がないのかなというのがちょっと心配だと。それから答申事項、今日の資料の中にありますが、設置の目的が教育基本法、学校教育法に基づいて云々という2行はそのとおりなのですが、括弧内に書かれているのはそれを具体的に実現するためのものと考えればよいのでしょうか。

事務局：括弧内の記述につきましては、東奥義塾の方で具体的な教育内容についてより

詳しく説明するのに付け加えていただいたものと。

議長：ではこれは学則とかに入る中学校としての設置の目的とは違うと考えればよいのでしょうか。なぜこういうところを疑問に思うかと言いますと、ここにもグローバル・リーダーの育成に力を入れて云々と、それは分かるのですけれども、東奥義塾の法人としての目的はそうですが、では中学校がその中でどんな役割を果たしていくのかということになったら、例えばその目的を達成するために中学校では基礎的な、生活言語だけではなくて学習言語も教育に入れるとか、そういう筋道だったら分かるのですが、これではいきなり中学校でグローバル・リーダーを育成してしまうかのようにとられかねない。しかも説明会のチラシでもこうやってしまっていると、この中学校はすごいことやるのだなとなってしまうのではないかと。高校でグローバル・リーダーを育てると言ってもどうかなと思うのですが、これはないわけではないのですね。例えば大阪でしたか、グローバル・リーダー育成プロジェクトでもって、グローバル・リーダー高校まで作って、いろいろな文化と交じり合ったり、地域と交じり合ったり、言語の交じり合った人たちの中で活躍できるような人を高校でも育てましようとしているところもあるので、高校であればないわけではない。ただし、グローバル・リーダー高校と指定している中では、課題解決学習だとかそういうのをやって、大勢の人をまとめてやっていくような能力の育成とか、プレゼンテーション能力が発揮できるようにとか、いろいろな教育をその中に入れているわけですよ。キリスト教精神に則って、生活言語だけではなくて学習言語も教育しますというだけでは、グローバル・リーダーの育成とかそういうのにつながらないのではないかと、そのところをどう考えているのかなと。建学の精神であるグローバル・リーダー、今でいうビジネスリーダーというのでしょうか、そういう人に将来育ててほしいから、その素地となる教育というものを中学校で展開するというのだったら非常によく理解できるのですが、その辺をどうか考えているのかなと。目標だからそれを何かなんでも目指すんですというのであれば、教科の設定とかカリキュラムにもそういったものが見えてもよいのかなという気がするのですけれども。委員の皆さんもいかがでしょうか。

グローバル・リーダーというものが言葉として一般的に使われていて、そんなに気にすることもないとも考えられるのかもしれないのですけれども。最近では結構教育の場でも問題になっていまして。それから英語の勉強をするという、いわゆる生活言語として生活に必要な言語を勉強していくとなると、外国人が日本に来たり、日本人が外国に行ったりして、学校で勉強しなければならない。そのときに使う言語というのは日常の言語とはまた違った面倒な点がある。そういうのをどういうふうに教育するかというのが非常に問題になっているわけですよ。外国人が日本に来ている場合と、日常的なことは会話ができるようになって、学校で必要な言語を準備しなさい

とか。ですから、それが何かごちゃ混ぜになっているような気がするのですよ。むしろ括弧の内容を何も見ないで、2行だけ設置の目的を見ればそれはそれでいいのですけど。それは学校教育の目的のようなものですから。東奥義塾が中学校をつくる意図がこういう文章では伝わってないのではないかと。ちょっとそういうところが心配だったのです。いかがでしょう。たぶんチラシとかの書き様をみても、中学校からそういう勉強を始めることによって東奥義塾の理念を達成するために非常に役立つんだという、そういうところだと思うのですよね。

事務局：コルドウェル塾長から御説明いただいた際に、明治時代に東奥義塾に入られ卒業された方で、アメリカに留学された方々がいます。その方々が通常であればアメリカの大学に入る前に、言語を学ぶために別の学校に入ってから大学にというのが普通であったところ、当時東奥義塾で英語を使って学んでいたことで、直接アメリカの大学に入って学ぶことができたということです。そういった明治時代のことを、もう一度同じような形でやっていきたいということで、今会長からお話がありましたように、英語で学ぶということを中学校からすることを通して、国内外の大学等に進学する力をつけるのにも不便のないようにというお考えなのかなと思います。

議長：趣旨はそうなのだろうと思うのですよね。書類の問題だと思うのです。明治の東奥義塾が開設されたころの教育というのは、当時の日本の中でも相当レベルの高いものなわけですよね。今の義務教育の中学校とはちょっと比べものにならないような、だからその当時だったらグローバル・リーダー云々といっても理解できるというか、そういう志をもった人たちが十分に役割を果たしてきたのだと思うのです。今はその当時の中学・高等学校とは違った、義務教育段階の中学校を設置するという訳ですから、当時と同じような表現、同じ目標というのは、まったく実用に合っていないと。意欲と志はよく分かりますので、そういうところをもうちょっと、学校説明会とかいろんな文書に書いて出される時にはつながりが良いように、すわりが良いようにというか、そういうような表現をしていただければ、志望する生徒や保護者の方たちにもよく趣旨が伝わって分かりやすいのではないかと。前に送っていただいた資料でも、言葉が並んでいるのですが、それがどういうふうにつながっているかというのがよく見えないところがある訳ですよね。「東奥義塾中学校では教科横断的に学ぶ英語教育を取り入れ、ICTを活用した授業スタイルに、21世紀に相応しいグローバル・リーダーの育成に力を入れ」、これは言葉が並んでいるだけになってしまうので、何をしたいのか意思がちゃんと伝わるように学校に書いていただくと、志望する生徒たちも、それを考える周囲の人たちも理解しやすいと思うので、その辺のところを高い理想をもっておられるそれをもっと分かりやすく説明していただければと。これは私の感想ですけども。設置にどうのこうのという問題ではないのですけど。いかが

でしょう。ほかにございませんか。発言がないようであれば、これで審議を終わりますして、諮問第1号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：(異議なし)

議長：それでは、諮問第1号については、認可が適当であると答申するものとします。

日景委員：認可に異論はありませんが、今後の案件に関して、前回の審議会からのことなのですが、少し気になったことがございまして、意見を述べたいと思います。まず大きいのが認可のスケジュールですね。7月の審議会では、事務局の方からスケジュールに関しては特段問題がないというなお話しでした。しかし現実には、前回の審議会でもお話がありましたように、これが新聞等に前年度の2月頃にすでに折込広告の形で入っておりますし、それから今日の御指摘のように、すでに学校説明会等進んでいる中での認可の審議となっています。そのように考えると、今のスケジュール感あまり望ましくないのではないかと思います。なぜならば、審議会は、もう少し白紙状態のところ意見交換があっても良いのではないかと思います。今のような時期になってしまいますと、結果的には事後承諾をするしかないのではと思うところがあります。一方で法人側からしますと、11月のこの時期に認可されてもというところがあるのではないかと思います。ですから、確かにスケジュール感に問題はないということでしたけれども、少し検討の余地があるのではないかと思います。以上、私の意見です。もしお時間がありましたら御検討いただければと思います。

議長：事務局の方で、例えば私立学校の設置認可とか、そういうものに対してのスケジュールとかというのは、その都度自由に変更できるものなのか、決められたものに従って作業を進めていかなければならないものなのか。その辺のところを説明願えませんか。

事務局：このような中学校の設置に関する手続きにつきましては、県で定めた指針に基づいて行っております。ですので、今回の御指摘を受けまして、検討させていただきます。

議長：それでは次に諮問第2号「青森山田中学校収容定員（増）に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局：変更の理由は、近年の志願者数及び入学者数増加に対応するため、収容定員を

増やすものでございます。具体的には、現在の入学定員60名・2学級を、80名・3学級に変更するものでございます。この5年以上定員オーバーの状態が続いており、今後もこの傾向が継続すると見込まれるということで今回見直すものでございます。変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。教職員については現状とほぼ変わらない予定となっております。校地、校舎については変更ございません。校具及び教具は既存のものを使い変更はなし、収容定員変更に伴う新たな経費は発生しないこととなっております。入学者は80名前後、在籍者は240名前後で推移しております。今回計画の収容定員はこれを踏まえた設定となっております。

議長：この件につきまして、10月12日に鈴木委員が現地調査に行っておりますので、調査結果を御報告願います。

鈴木委員：10月12日に、総務学事課職員2名と、青森山田中学校において現地調査を実施しました。生田教頭から中学校設置の経緯や教育内容等について説明があり、その後、校舎内を視察しました。教室は、中学校の校舎の6教室と、特進コースについては高校の校舎の3教室を使用するとのことで、現地調査で実際に校舎内を視察し、必要な教室が確保されていることを確認しました。他の施設・設備についても、現状で対応できることを確認しました。

学校によると、生徒は全国から集まってきたとのこと。リクルートではなく、自ら希望して入学しているとのこと。また、入学者の半数はサッカーを希望しているとのことで、県外からの入学者が増えているとのことでした。学校の説明などから、今回定員を増やした後も、継続して生徒を確保できる見込みがあると思われました。校舎内外を視察している間に多くの生徒や付き添いの先生方とすれ違ったのですが、皆さんとても元気にあいさつをしてくださり、とても爽やかな印象を受けました。インターネットで青森山田中学校のホームページを拝見しましたら、勉強も部活動も人間性も一流を目指しているとあり、豊かな人間性を育てることは、爽やかな挨拶から始まり、ルールやマナーを守ること、コミュニケーションや協調性を高めるとありました。他にもSDGsや語学研修など多くのことに取り組んでいることや、中高一貫校ならではの切れ目のない接続した教育がなされていることで、充実した中学生生活を過ごせるところと感じ、ますます発展してほしいと思いました。

議長：それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

各委員：(委員発言)

議長：私から事務局に教えていただきたいのですが、中学校の場合に収容定員が180名というのが、例えば令和2年度だと238名、令和3年度だと248名と、20%を超えるくらいの入学者がある訳ですが、そういう場合、例えば大学などでは収容定員を超えないようにというような指導がなされているのですが、私立の中学校の場合、県の方ではどのように扱っておられるのでしょうか。

事務局：県としましては、現地調査やいろいろな機会を捉えて、今までも山田中学校にはきちんと見直しを考えていただきたいたいということを申し上げてきたところでして、今回の見直しにつきましては、こちらのお願いを受けてのことと説明を受けているところです。

議長：県としては、超過などの場合には、法人に対して相談とかしておられると。分かりました。他にありませんでしょうか。それでは発言がないようですので、審議を終わります。諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第3号「千葉学園高等学校普通科設置認可」及び諮問第4号「千葉学園高等学校収容定員（減）に係る学則変更認可」については、同一法人・同一高等学校に係る案件ですので、併せて事務局から説明願います。

事務局：設置・変更の理由は、近年志願者の中学生が普通科を志望する傾向が見られ、また、自校生徒に進学希望者が増加していることから、進路選択の幅・方向性に柔軟に対応できるよう普通科を設置し、普通科に関する教科・科目を履修させるものがございます。また、看護科以外の学科の収容定員を減らし、総合ビジネス科は令和4年度から募集停止の上、令和5年度末で廃止する計画となっております。設置・変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。収容定員等について、令和4年度の入学生から、普通科35名・1学級を設置することになっておりまして、生活文化科と調理科は、全学年をそれぞれ10名減、5名減とし、総合ビジネス科は募集停止の上、令和5年度末で廃止する計画となっております。看護科は現状を維持するというところで、千葉学園高校には看護専攻科がありますが、今回変更はございません。教職員については基本的に現状のとおりですが、専任教諭を3名増やす予定とのことでございます。校地、校舎については変更がございません。校具及び教具は既存のものを使い変更なく、資金計画については新たな経費は発生しないということでございます。

直近5年間の入学者数及び在籍者数ですが、廃止予定の総合ビジネス科については、今年度の入学者が7名と、一桁台の状況ということでございます。

議長：この案件につきまして、細越委員が現地調査を行っておりますので、調査結果を御報告願います。

細越委員：去る10月19日に、総務学事課職員2名と、千葉学園高等学校において現地調査を実施しました。千葉理事長、佐藤教頭から普通科設置について説明があり、その後、校舎内を視察したところでございます。教室については現状でも余剰があり、施設・設備についても、現状で十分対応できることを確認したところでございます。

総合ビジネス科はかつて5クラスあった訳ですが、今年度は入学者が7名の状況です。7名については学校でも責任をもって卒業させたいということでございます。普通科の設置目的ですが、中学3年の時点で将来の選択をすることが難しいとのことで、普通科で広く学びながら、自分の将来を決めていくというようなことで設置したいと。また、大学進学者はこれまで少なく、推薦が多かったとのことです。普通科設置後は、一般の受験での大学進学を目指していきたいとのことでございます。今回普通科を設置するわけですが、4月の生徒数確保が少し難しいかなというところではございましたが、努力していきたいということでございます。教員3名の増員ですが、現地調査の時点では2名は確保したということでございました。もう1名については近々面接をするということで、教員確保が難しい状況のようですが、努力しているということでございます。

議長：それでは、諮問第3号及び第4号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第3号及び第4号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：(異議なし)

議長：それでは、諮問第3号及び第4号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第5号「青森山田高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局：変更の理由は、志願者減少及び入学者減少に伴い自動車科の収容定員を減じる

ものでございます。変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。収容定員等について、自動車科は現在入学定員40名、総定員120名ですが、令和4年度から募集停止の上、令和5年度末で廃止する計画としております。なお、青森山田高等学校には自動車専攻科がございしますが、こちらにつきましては、今後の状況を見ながら検討がされるとのことでございます。教職員については、引き続き青森山田高等学校で任用し、変更はないということです。直近5年間の入学者・在籍生徒の推移ですが、今回申請のあった自動車科は生徒数が減少傾向にあり、今年度は定員の半数を下回っている状況にあるということでございます。

議長：それでは、諮問第5号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

細越委員：県内の自動車科は、前に光星学院で廃止でしたか、今、青森山田で廃止するわけですが、県全体で自動車の技術者、整備士等の育成は間に合うのか、全部単純に廃止でよいものかなという気がするのですが、いかがなものでしょうか。

事務局：県の自動車産業振興という点につきましては、総務学事課としてはお答えできないところではあるのですが、県内には弘前東高等学校に自動車科が開設されておまして、現在総定員120名に対して在籍生徒が81名ということで、かなりの生徒がいるところです。今回の青森山田高等学校の場合は、近年の入学者数等を判断しての見直しと聞いておりますので、申請につきましては問題ないものとして受け付けているところでございます。

細越委員：これについて反対ということではなくて、これからの自動車整備にかかわる子どもたちの行く道が大丈夫なのかなという気がしたものですから。その辺の懸念を話していただけです。

議長：よく学科の設置も地域の人たちの要望があつて設置することがあつても、時間が経ってきますと需要や供給のバランスとかで廃止になったりとか。地域の人たちから廃止されては困るというような反対とか、そういうことが、今回のケースでは起こっていないわけですね。今の高校でも少子化の傾向とかそういうのでいろんな学校で定員減とかそういうのが行われているわけですが、法人の方が勝手に判断するわけではなくて、諸般の状況を考えて協議しながらやっていると思うのですが、実際に何か問題点とかは事務局の方ではないと判断しておられるということですか。

事務局：今審議いただいております青森山田高校などの件につきまして、事務局の方に

反対ですとか意見ですとか、そういったことが寄せられているとうことはございません。

鈴木委員：自動車科と自動車専攻科があつて、在籍者数は自動車専攻科の方が少ないですよ。入学者数も令和3年度は専攻科の方が多いですけども、推移を見ますと少なく。どうして先に自動車科を無くすのか。専攻科の方もこれから考えるということですけども、内容が違うからなのか。その辺を教えてほしいと思いました。

事務局：専攻科なのですけれども、先に高校3年間勉強いただいた後に、さらに専門的な分野について、青森山田高校の場合だと2年間、自動車についての専門的なことを学ぶというものでございます。今回自動車科の募集を停止するのですが、専攻科には3年制の高校生が引き続き入っていきますので、現状残っているとうことでございます。今後については学校の方で検討中ということでありまして。学校の方からは、若干ですが普通科の生徒だとか他校からの生徒も自動車専攻科に入っているということ、その辺りを踏まえて現在検討中ということではございます。

議長：ほかにございませつか。発言がないようです、審議を終わります。諮問第5号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませつか。

各委員：(異議なし)

議長：それでは、諮問第5号については、認可が適当であると答申するものとします。次に、諮問第6号「S. K. K. 弘前予備校収容定員(減)に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局：今回変更の理由ですが、18歳人口の減少及び大学受験浪人生数減少に合わせた学校経営を行うため、収容定員を変更するものでございます。また、高等学校卒業程度認定試験の取得やビジネススキルを習得するため、課程の変更と修業年限の変更を行うものとうことでございます。変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

収容定員等について、「大学受験科」は収容定員を現在の114名から10名に変更すること、また、「高校受験科」を「学び直し科」に変更し、修業年限を6か月とするというものでございます。

「学び直し科」は、高校を中退した方又は中学校卒業の学歴までしかない方が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための一般教養を学ぶものとうことで、そ

の他、社会で必要とされる、ビジネスマナーやパソコンなどのスキル等といった知識と技術も学べるようにするとのことでございます。入学資格は、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする予定とのことでございます。教職員については、休校前の11名から7名とするとなっております。

直近5年間の生徒の推移ですが、大学受験科は年々減少し、休校前の令和2年度で13名となっており、高校受験科は入学者0名が続いている状況でございます。なお、S. K. K. 弘前予備校は今年度については休校しているところでございます。

議長：それでは、諮問第6号について審議いたします。御意見・御質問等はいかがでしょうか。

日景委員：今年度休校という話ですが、休校の理由は何でしょうか。

事務局：近年の生徒数の減少を踏まえて今年度は休校したと聞いております。

日景委員：確認ですが、休校はできるのですね。

事務局：休校ということで届出をいただければ大丈夫です。

日景委員：例えば休校を継続することも可能なのでしょうか。

事務局：手続をとっていただければ可能です。

川守田委員：兼任とありますが、どこに兼任されているのでしょうか。

事務局：系列にS. K. K. 情報ビジネス専門学校もありまして、そちらの方と兼任ということになります。

細越委員：将来的に学校として保持できるという見通しは持っているのですか。

事務局：今回大学受験科の定員を大幅に減らすということと、高校受験科が今まで0名だということで学び直し科に変更することで、学校の方からは地域においてある程度ニーズがあるとの判断のもとで申請したという説明は受けております。

細越委員：いわゆる小手先の収容定員の減だけで済むのかなという気がしたものですから。学校自体が今後の見通しをどう思っているのか知りたいと思いました。

議長：実際今年度は休校ですよ。令和2年度は10%切っている。平成29年までは54.9%あって急激に減少したのですよね。特別な事情があったわけではないのですか。

事務局：大学受験科の減につきまして、S. K. K. 弘前予備校の方からは、特別な事情というものがあつたという訳ではないと考えていると説明を受けております。補足しますと、意図的に入学生を減らした訳ではなくて、周辺の大手の予備校とか、あるいは集団で学ぶというよりも個人的な受験対策とか、そちらの方がメインになっていることもあって、徐々に入ってくる者が少なくなったと聞いております。

議長：今はインターネットとかいうのもありますし、集まってというよりも個々で何かされているのでしょうか。受験も推薦が多くなっているとか、いろんな状況が重なったのだと思いますけども。ただ、委員の方からも触れているように、この状況は心配なところがあるというところですね。ほかにございませつか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第6号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませつか。

各委員：(異議なし)

議長：それでは、諮問第6号については、認可が適当であると答申するものとします。次に、諮問第7号「認定こども園星美(せいび)幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局：廃止の理由は、幼保連携型認定こども園に移行するためでございます。現在の星美幼稚園は、幼稚園に保育所機能を加えた「幼稚園型認定こども園」ですが、令和4年度から幼保連携型認定こども園に以降するものです。幼保連携型認定こども園になるには、認定こども園法による認可を受けることとなりますが、現在の星美幼稚園は学校教育法に定める学校、幼稚園に位置付けられており、幼稚園としては廃止の手続きを行う必要がございます。

廃止の時期は、令和4年3月31日を予定しております。収容定員等について、現在5学級、160名で、幼保連携型に移行後も変わらない予定です。生徒の処遇、教職員の処遇、施設・設備については、移行後の園に引き継ぐことになっております。園舎に関しては、現在むつ市の金谷公園に新園舎を建設中で、今年度内に移転する予定と聞いているところでございます。

議長：それでは、諮問第7号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。発言がないようですので、審議を終わりました。諮問第7号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第7号については、認可が適当であると答申するものとします。

本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

各員：（異議なし）

議長：異議がないようですので、文案のとおり本日付けで答申することとします。

<開会>

議長：最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

事務局：次回の審議会ですが、令和4年2月頃を予定しております。

議長：それでは、本日の案件は全て終了しましたので、議長の務めを終わらせていただきます。

司会：どうもありがとうございました。これをもちまして第302回青森県私立学校審議会を閉会いたします。